平成２５年（フ）第１７６７号
名古屋市名東区猪子石２丁目708番地
破産者　中村　圭一
1　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
2　一般調査期日　平成26年４月24日午前10時45分
平成26年１月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８８５号
大阪府東大阪市長田西４丁目３番29号
破産者　株式会社コムネクスト
1　破産債権の届出期間　平成26年２月25日まで
2　一般調査期日　平成26年４月17日午後３時
平成26年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１号
京都府福知山市字堀1232番地の１
破産者　衣川　金憲
1　破産債権の届出期間　平成26年２月27日まで
2　一般調査期日　平成26年４月17日午後４時
平成26年１月16日
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
岐阜県関市向陽台３番３号
破産者　前川由紀子
1　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
2　一般調査期日　平成26年４月18日午前10時20分
平成26年１月20日　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４８号
沖縄県豊見城市字上田565番地
破産者　大城　　学
1　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
2　一般調査期日　平成26年４月17日午前10時
平成26年１月16日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５４０号
岡山市東区松新町816番地１、旧住所鳥取市西品治752番地３　メゾン・ハピネス107号
破産者　佐藤　雅宣（旧氏名竹原和伸）
1　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
2　一般調査期日　平成26年４月24日午後２時20分
平成26年１月20日
岡山地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２５年（フ）第３９号
熊本県山鹿市中746番地89
破産者　髙野　洋守
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２５年（フ）第４０号
熊本県山鹿市城1543番地１、前住所熊本県合志市野々島4414番地281
破産者　高木　利江（旧姓岩見）
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０９９号
東京都千代田区紀尾井町４番１号
清算株式会社　株式会社メディカル・テクノロジィ・トランスファ
代表清算人　稲波奈佳子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１号
山口県下関市竹崎町４丁目６番８号
清算株式会社　関門海峡フェリー株式会社
代表清算人　南　　隆美
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山口地方裁判所下関支部

平成２６年（ヒ）第２００１号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目32番７号
清算株式会社　株式会社オアシス
代表清算人　大野　　進
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２１０３号
東京都杉並区上荻１丁目23番17号
清算株式会社　株式会社オールドスター
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第９号
宮崎県串間市大字西方5671番地１
清算株式会社　株式会社Ｔ商事
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１０００３号
仙台市宮城野区扇町２丁目３番28号
清算株式会社　株式会社県南スーパー
清算人　岩渕　健彦
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、本協定認可確定後１ヶ月以内に、各債権者に対し、その債権額の2.75％にあたる金額を支払い（なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。）、その余の債権全額の免除を受ける。
なお、支払方法は債権者らの口座に振込む方法とする。但し、振込手数料は、清算会社の負担とする。
2　前項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権放棄は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
以上
仙台地方裁判所第４民事部

監 督 命 令

平成２６年（再）第１号
和歌山市駿河町12番地
再生債務者　株式会社駿河屋
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　和歌山市十二番丁10番地　本山ビル３階　和歌山合同法律事務所　弁護士　阪本　康文
平成26年１月17日　和歌山地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１０号
名古屋市瑞穂区塩入町15番13号
再生債務者　木村刃物製造株式会社
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年４月７日から平成26年４月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再）第２号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１号
再生債務者　株式会社サエラ
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月28日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年４月８日から平成26年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第２号
大阪府豊中市上新田２丁目４番２号、開始決定時の本店所在地大阪府吹田市広芝町13番22号
再生債務者　株式会社ケンツー
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月25日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成26年３月７日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成26年２月21日
平成26年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部